

社会教育関係団体向け リーフレット

※社会教育関係団体とは

社会教育に関する事業を行う公的でない団体のこと

〔子ども会、町内会、スポーツ少年団、
老人クラブ、PTA等が該当します。〕



石巻市視聴覚センター



お問い合わせ

石巻市視聴覚センター

〒986-0101

石巻市相野谷字旧会所前12番地1
(石巻市河北総合支所内 2階)

TEL : 0225-62-8182 FAX : 0225-62-8182

Eメール : info@ivic.jp URL : <http://www.ivic.jp/>

業務時間

午前8時30分から午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)



社会教育関係団体のみなさまへ

視聴覚センターでは、情報教育を推進するために「子ども会」「町内会」などの社会教育関係団体に、**無料で教材・機材を貸出しております。**

利用を希望する団体は、**窓口となる最寄りの学校、公民館へ電話で予約**をお願いします。



教材・機材利用の手続き

1 教材・機材を**探す**

視聴覚センターのホームページにある「**教材・機材一覧表**」から利用したい教材・機材をお探してください。

見つかりましたら、**教材・機材一覧表の【教材（機材）番号】**を控えてください（電話予約で必要になります）

【**教材・機材一覧表**】は、下記のアドレスから確認できます。
<http://www.ivic.jp/wp-content/uploads/R1kyouzailist.pdf>

2 窓口へ**電話予約**をする

窓口へ次のことをお伝えして、予約してください。

- 団体名、連絡者の名前、連絡先
- 利用したい教材・機材の教材（機材）番号
- いつから、いつまで利用したいか

※教材・機材の利用は一度につき、一週間以内の期間でそれぞれ5点まで同時に申し込むことができます。

例) 4月1日から4月8日まで
教材番号〇〇〇と、機材番号△△△を利用したい。

3 教材・機材を**受け取る**

視聴覚センターから、受け取りについて確認の電話をします。
指定の日時・場所で、予約した教材・機材を受取ります。

4 教材・機材を**返却する**

視聴覚センターから指定された日時・場所で、利用した教材・機材を返却します。



こんなときに教材・機材が使えます

【活用例】



思い出DVDの上映



季節イベントの上映会



視聴覚センターにある主な教材・機材



DVD、DVDプレーヤー



VHS、ビデオデッキ



プロジェクター



16mmフィルム、映写機



スクリーン

★ 使用上の留意点 ★

- (1) 機材の接続方法等に不安がある場合は、教材・機材を受け取る際に、センター職員が説明します。
- (2) 教材・機材を破損、紛失した場合、弁償していただくこととなりますので、取扱いには十分にお気をつけください。